東京都立東大和高等学校いじめ防止基本方針

令和５年４月１日
校　長　決　定

１　いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を甚だしく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に対して重大な危険を生じさせる恐れがある。そのため、いじめへの対応は、学校における最重要課題の一つであるととらえる。すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめに対しても認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響等いじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を講じる。次の事項は、いじめ問題についての基本的な認識である。

（１）いじめは、どの学校のどの生徒にも、起こり得るものである。
（２）いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
（３）いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
（４）いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
（５）いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
（６）いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
（７）いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
（８）いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

２　学校及び教職員の責務

学校の内外でいじめが行われず、すべての生徒が、安心して学習活動や特別活動等に取り組むことができるよう努める。そのために、保護者、地域住民、関連機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

３　いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア　設置の目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

イ　所掌事項

委員会は、学校が組織的にいじめの問題を取り組むにあたって中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

〇いじめの防止等に関する取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成等に関すること。
〇いじめの相談、通報の窓口に関すること。
〇いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有に関すること。
〇その他、いじめ防止等に関すること。

ウ　会議

委員会は常設の機関とし、生徒支援委員会との連携も図りながら、適宜開催する。

エ　委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、生活指導部担当、養護教諭、各学年担当、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ

（２）学校サポートチーム

ア　設置の目的

学校サポートチームは、生徒の問題行動への効果的な対応と未然防止において、学校、保護者、地域住民、関係機関が連携・協力できるサポート体制を確立する。このことから、生徒の健全育成を率先するとともに、委員会を支援していじめ問題への対応の充実を図ることを目的とする。

イ　所掌事項

学校サポートチームは、委員会に対して専門的知見を持って助言・支援するための組織であり、以下の内容を所掌する。

〇生徒の問題行動の未然防止を徹底する。

〇生徒の問題行動に対して、効果的な対応を検討する。

〇学校、保護者、地域住民、関係機関が連携・協力できるサポート体制を確立する。

〇いじめ問題への対応を、迅速かつ適切に実践できるよう支援する。

ウ　会議

原則として年間に２回開催する。また、委員会の要請があったときに開催する。

エ　委員構成

校長、副校長、主幹教諭(2名)、養護教諭、特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、PTA会長、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ

４　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア　いじめ防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるための啓発活動を行う。

また、学校評価アンケートでいじめ防止等について周知するとともに、アンケートを生徒・保護者に実施して協力を呼びかける。

イ　道徳教育及び体験活動の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒への道徳教育及び体験活動等を活発にして、いじめを行わない、許さないといった態度・精神を育成する。

ウ　教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等により、理解と資質の向上を図る。

エ　生徒の主体的行動

生徒自らが考え、行動できる力を養うため、生徒会活動や部活動等を通して、望ましい人間関係を構築させ、学校等への帰属意識や連帯感を高める取組を推進する。

（２）早期発見のための取組

ア　相談体制の整備

スクールカウンセラーの来校日時を周知徹底し、生徒及び保護者に対しての相談機能を高めて、いじめの早期発見につなげる。

イ　定期的な調査その他の必要な措置

定期的な個人面談計画、スクールカウンセラーによる面接計画、必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査等の措置を講じて、いじめの早期発見に資する。

ウ　生徒理解の充実

生徒からの情報を大切にするため、定期的なアンケート調査を実施する。また、隔週１回開催する生徒支援委員会を活用し、教員間で生徒情報を共有して、生徒理解の充実を図る。

エ　保護者との連絡

平素から保護者との連絡を綿密に行い、生徒の学校内外での様子について情報を交換し、連携して生徒を見守る体制を作る。様子の変化については些細な内容であっても相互に報告できるようにする。

（３）早期対応のための取組

ア　いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から通報等を受け、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の確認を行うための措置等に着手する。

イ　いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒を守るために、関係者で役割分担してその後の方針を決定する。その後も情報を共有するなどの委員会を随時行う。

いじめを受けた生徒の苦痛を最小限に止めるため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を行う。

いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。

いじめを受けた生徒は、いじめを受けていることを認めずに「大丈夫」と言いがちであることを踏まえる。

問題が解決しても、いじめを受けた生徒に事後に大きな影響が出る場合もあることを認識し、事後観察をしっかりと行うとともに、カウンセリングの準備も行う。

ウ　いじめを連絡した生徒への配慮

いじめを知らせた生徒がいる場合には、その生徒に関する情報の管理を徹底するとともに安全を確保し、落ち着いて学校生活を送れるように配慮する。

エ　いじめを行った生徒への対応

いじめが人格を傷つける許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させて、事態への反省を促す。

いじめに至る原因を明らかにし、いじめた生徒本人が抱える問題や背景にも気を配り、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。多角的な人権意識についての教育的な指導を実践する。

保護者に対しては、学校の対応に理解と協力を求めるとともに、被害生徒や関係する生徒集団との関係修復のために、必要な措置を段階的に行う。

オ　いじめが起きた集団への働きかけ

いじめをみていたり、同調したりした生徒に対しても、自分自身の問題として捉えさせる。いじめを受けた生徒の感情についてよく考えさせ、他者の痛みへの共感する心を育てる。いじめを傍観することがどれほど被害生徒の孤独感を深め、心の傷を広げているかという点で、いじめを見て見ぬふりすることもまた許されない行為であることに思いを至らせる。その上で、他者へのいじめを防ぐことが自分へのいじめを防止する安全な学校生活につながることを再確認させる。

加害生徒・被害生徒間だけの問題で終わらせず、すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重しあい認め合う人間関係を構築する。そのために、事象の分析から得た経験を人権教育に反映させ、日常の学校生活の中で生かし、他者を認め尊重して、良好な人間関係を築くことができるよう指導する。

（４）重大事態への対処

いじめが原因と疑われる重大事態が発生した場合、学校は速やかにアンケート調査等を利用した聞き取り等を行い、事象の事実関係を明確にする調査を委員会で行う。重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」第二十八条による以下の事態に準拠する。

・いじめにより、当該生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

・いじめにより在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア　事実関係の明確化

重大事態に至る要因となったいじめが、いつから、誰から、どのような様態でおこなわれてい

たかなど、客観的な事実関係を明確にする。また、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教員がどのように対応したかなどの事実関係も可能な限り明確にする。

イ　情報の提供

学校は、調査による事実関係について、必要な情報を被害生徒及びその保護者に対して、適切に提供する。

ウ　関連機関への支援要請

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者で、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有するものではない第三者に支援を要請する。また、いじめが犯罪拘置して取り扱われるべきであるものと認められるときには、所轄警察署にも連絡し、連携して対処するものとする。

エ　保護者への情報発信・報道等への対応

緊急保護者会を開催して、プライバシーに配慮したうえで、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。報道等への対応は、管理職を窓口として行う。

オ　その他の留意事項

関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、生徒と保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシー保護に配慮する。

5　教職員研修計画

（１）生徒支援委員会・学年会

隔週１回実施する生徒支援委員会や、学年会、学年ごとの打合せ等の機会を活用し、生徒の状況把握に努めるとともに、情報の共有化を図る。

（２）校内研修

委員会が中心となり、生徒理解並びにいじめ等に関する研修会を年１回設定する。

6　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）保護者との生徒情報の共有

保護者会、三者面談、家庭訪問等の機会や、ホームページや学年通信等の情報ツールを活用して、保護者との緊密な連携に努める。

（２）スクールカウンセラーの活用

保健室や生徒相談室の活用に関する情報を、プリントやホームページで情報提供する。また、ＰＴＡと連携して、スクールカウンセラーによる研修会を開催して生徒理解への啓発を行う。

7　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）生徒の出身中学校やこども家庭支援センター等と連携して、生徒の状況把握と理解を深める。

（２）地域自治会や青少年育成会と協力して、地域ぐるみで生徒を守り、育てる意識を醸成する。

（３）生徒の健全育成に向けて、所轄警察署と情報交換を緊密に行う。

8　学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）生徒及び保護者に対して、学校評価アンケートを用いて、いじめの有無や状況等の把握に関する質問等を行う。

（２）委員会を核として、全教職員による学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

（３）策定した基本方針を学校のホームページ等で公開し、意見等を活用して改善に資する。